

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一号ハ中「委託契約」の下に「（第十号に該当するものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

十 第八十五条第一項第四号に規定する物品の購入等（食料品、機材その他の日常生活に必要な物資の調達等に関して業者と締結した協定に基づくものに限る。ただし、修繕及び工事を除く。）をするとき。

第二百三条第一項第一号中「非常災害時に行う応急の工事」を「第八十五条第一項第四号に該当するもの」に改め、同条同項第四号中「その他の委託」の下に「（第八十五条第一項第四号に該当するものを除く。）」を加える。

別表第五の備考に次のように加える。

9 この表の定めにかかわらず、第152条第10号に該当する契約については、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができる。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の埼玉県流域下水道事業財務規程の規定は、令和二年九月一日から適用する。